

令和6年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業
企画提案仕様書

1 業務名

令和6年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

3 事業目的

沖縄県では、「世界から選ばれる持続可能な観光地の形成」を目指し、多彩かつ質の高い観光コンテンツの開発を推進している。

本事業では、民間事業者等の実施する沖縄のソフトパワー（歴史、自然、文化等）を活用した観光コンテンツ開発を支援することにより、観光消費額の向上や滞在日数の延伸等、沖縄の抱える観光課題解決を図ることを目的とする。

4 委託業務の概要

(1) 事務局の運営

- ① 補助事業候補者を対象とした事業説明会の実施
- ② 補助事業候補者選定委員会の設置、運営
- ③ 補助事業候補者選定後、県への交付申請にかかる説明会及び相談会の実施

(2) 補助事業者への支援

① ハンズオン支援

補助事業者が補助金を適正に執行できるよう会計処理に係る助言や事業の進捗管理等を行う。

② アドバイザーの派遣

補助事業者が事業を実施する上で直面する課題等に対し、専門アドバイザーを派遣し、事業のブラッシュアップを行う。

なお、専門アドバイザーの選定に際しては、国内外の観光動向に精通している者や商品開発に対する助言が可能な者を提案すること。

(3) 観光コンテンツの情報発信

補助事業者が開発した観光コンテンツに係る情報発信を行う。

(4) 販路拡大に向けた取組

補助事業者が開発した観光コンテンツの販路拡大に繋がる取組を行う。

(5) セミナーの開催

補助事業者や県内観光事業者等を対象とした観光コンテンツ開発に資するセミナーを実施する。

(6) フォローアップ調査の実施

本事業において、直近5年間（令和元年度から令和5年度）に支援した観光コンテンツの自走化状況について調査、分析等を行う。

(7) その他、本事業の目的を達成するための取組（自由提案）

5 企画提案上限額

(1) 本業務の提案に際しては、21,542千円（消費税及び地方消費税含む）の範囲で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ① 人件費
- ② 直接経費（旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、再委託費）
- ③ 一般管理費
- ④ 消費税（小数点以下切り捨て）

※1：各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※2：一般管理費は、 $(人件費 + 直接経費 - 再委託費) \times 10 / 100$ 以内で計上すること。

6 成果物

本事業の成果物として、以下を県に納品すること。

(1) 報告書 15部

※単に活動報告のみを記載するのではなく、事業の実施やフォローアップ調査等をふまえて、事業効果や今後取り組むべき課題等についても報告すること。

(2) 報告書の電子データ一式 CD-R等 各1部

7 著作権

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本事業にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

8 業務の再委託

(1) 一括再委託の禁止等

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三

者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※「契約の主たる部分」

- ① 契約金額の 50 %を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

- ① 情報ツール作成
- ② 招聘時のコーディネート業務
- ③ その他、簡易な業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ イベントにおけるブースの設営または運営（但し、契約額が 100 万円未満のものに限る。）
- ⑤ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9 その他の留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が採択された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 本事業は国の補助を活用して実施するものであり、受託事業者は経理管理にあたって

は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に執行する必要がある。